

病院薬剤師の人員配置基準に関するこれまでの経緯等

1. 現行の病院・診療所における薬剤師の人員配置基準について

病院

医療法施行規則において人員配置標準が規定

○外来：処方せん 75 枚に 1 人

○入院：（精神病床^注・療養病床）入院患者 150 人に対して 1 人
（それ以外（一般病床、感染症病床、結核病床）
入院患者 70 人に対して 1 人

注) ①大学附属病院、②内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を有する 100 床以上の病院は入院患者 70 名に 1 人

診療所

人員配置標準の規定なし

※医師や看護職員については、療養病床を有する診療所に対して配置標準の規定あり（医師：1 人、看護職員：入院患者 6 人に対して 1 人 等）

病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所

専属の薬剤師を置く必要あり（医療法第 18 条）

（ただし、病院又は診療所の都道府県知事等の許可を受けた場合はこの限りでない）

特定機能病院

医療法施行規則において法定人員が規定

○入院患者 30 人に対して 1 人（調剤数 80 に対して 1 人を標準）

2. 病院における薬剤師の配置基準の変遷について

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令 50 号）制定当初

○調剤数 80 又はその端数を増すごとに 1 人

平成 10 年 12 月 30 日～（医療法施行規則の一部改正等）

○外来：処方せん 75 枚に 1 人

○入院：入院患者 70 名に 1 人

ただし、（療養型病床群等）入院患者 150 名に 1 人

（精神病院・結核病院）入院患者 150 名に 1 人

【改正理由】

病院薬剤師の業務については、調剤技術の進歩により調剤に係る業務が減少する一方で、服薬指導や薬歴管理等の病棟における業務が増大するなど、大きく変化してきており、昭和 23 年に定められた病院薬剤師の人員配置基準が、病院薬剤師の業務の実態に合わなくなったため。

平成 13 年 3 月 1 日～（病床区分の見直しに伴う医療法施行規則の一部改正）

○外来：処方せん 75 枚に 1 人

○入院：（精神病床^注・療養病床）入院患者 150 名に 1 人

（それ以外（一般病床、感染症病床、結核病床））

入院患者 70 名に 1 人

注) ①大学附属病院、②内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を有する 100 床以上の病院は入院患者 70 名に 1 人

※ 平成 4 年の医療法改正で創設された「特定機能病院」においては、平成 5 年 4 月から、以下のとおりとされている。

○入院患者 30 名又はその端数を増すごとに 1 人以上

（調剤数 80 又はその端数を増すごとに 1 人を標準）

3. 病院薬剤師の人員配置に係るこれまでの検討経緯について

平成8年4月25日医療審議会

「今後の医療提供体制のあり方について（意見具申）」

- 「病棟単位に薬剤師1名を配置するなど入院患者数等を考慮した基準に見直すことが適当である」旨提言。

平成10年10月7日医療審議会

「薬剤師の人員配置基準の見直しについて（答申）」

- 上記提言を受けて医療審議会で検討した結果、これまでの調剤数による基準から、入院患者・外来患者を考慮した基準に改正することを了承。審議会意見として「3年後を目途に、病院薬剤師の業務の実態及び薬剤師の需給の状況を踏まえて、人員配置基準の見直しを行うこと」とされた。

※ 改正内容は平成10年12月30日より施行（医療法施行規則改正）

平成13年10月26日

「病院における薬剤師の人員配置基準に関する検討会」報告

- 平成13年3月より検討会を設置して議論した結果、「現時点では平成10年に定められた基準を、ただちに変更する必然性は認められなかった」が、「今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、3年後を目途に人員配置基準の検討を開始すべき」とされた。

平成17年12月8日社会保障審議会医療部会

「医療提供体制に関する意見」

- 病院薬剤師の人員配置標準について、検討会を設置し、これまでの経緯等を踏まえた具体的検討を行う。

平成 13 年 10 月 26 日

病院における薬剤師の人員配置基準に関する検討会報告

- ① 病院における薬剤師の人員配置基準については、平成 10 年に改正されたところであるが、併せて「3年後を目途に、病院薬剤師の業務の実態及び薬剤師の需給の状況を踏まえて、見直しを行うこと」とされたことを受けて、本検討会では、平成 13 年 3 月以降 6 回にわたり検討を行ってきた。
- ② 病院における薬剤師の業務については、病棟における服薬指導などに加え、医薬品関連の事故防止など多様化・複雑化してきていることが指摘される一方、個々の病院におけるこれらの業務の普及や定着の状況は様々であること、薬剤師の養成において病棟における臨床教育が十分でないこと、地域の医療機関における薬剤師採用の困難性などが指摘されたところである。
- ③ このことから、医療法上の人員配置基準の見直しについては、今後の推移を見極めることが必要であるが、現時点では平成 10 年に定められた基準を、ただちに変更する必然性は認められなかった。
また、平成 10 年 12 月に設けられた経過措置は、廃止することが適当である。
- ④ なお、病院における薬剤師の役割の重要性が高まってきていることについては、認識の一致が見られたところであり、「病棟単位に薬剤師 1 人を配置すべき」という意見にも配慮し、今後、薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、3年後を目途に人員配置基準の検討を開始すべきと考える。